鷹巣漁業協同組合
内共第１８号第五種共同漁業権
遊漁規則

（目的）

第１条　この規則は、鷹巣漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第18号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ、こい・ふな及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊具の承認及び遊漁料の納付義務）

第２条　漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

２　前項の規定による申請は、竿釣り又は投網、さし網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

３　漁協は、第１項の規定による申請があったときは、手釣又は竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第１項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。

４　遊漁者は、直ちに、第６条第１項の遊漁料を同条第２項の方法により漁協に納付しなければならない。

（遊漁期間）

第３条　次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚　　種	期　　間
あゆ	7月1日から9月30日までの期間内で組合が定める期間
あゆ（空掛）	8月1日から9月30日までの期間内で組合が定める期間
いわな・やまめ	4月1日から9月20日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
こい・ふな	1月1日から12月31日まで

（禁止区域）

第４条　前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる魚種・区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
北秋田市糠沢国有林2016林班わ小班、2019林班い小班西又沢から下流糠沢川の合流点までの区域	1月1日から12月31日まで
北秋田市栄字地上ミ田ノ沢１５田沢川起点から米代川の合流点までの区域	1月1日から12月31日まで
北秋田市摩当沢国有林2048林班ち小班桧沢起点から米代川合流点までの区域	1月1日から12月31日まで
北秋田市栄字吉ヶ沢５８の１吉ヶ沢起点から下流摩当川の合流点までの区域	1月1日から12月31日まで
北秋田市仙戸石沢国有林2142林班そ小班大湯津内沢起点から下流小猿部川の合流点までの区域	1月1日から12月31日まで
北秋田市仙戸石沢国有林2141林班か小班小湯津内沢起	1月1日から12月31日まで

点から下流小猿部川の合流点までの区域	1月1日から12月31日まで
北秋田市仙戸石沢国有林2147林班か小班東ノ又沢起点から下流小猿部川の合流点までの区域	1月1日から12月31日まで

（全長制限）

第５条　次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ・うぐい・ふな	10㎝
こい・いわな・やまめ	15㎝

（遊漁料の額及び納付方法）

第６条　遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小中高等学校生及び肢体不自由者（身体障害者手帳３級以上）のときは無料とする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	友釣	日券1,000円　年券7,000円
	空掛	日券1,000円　年券7,000円
いわな・やまめ	竿釣	日券1,000円　年券5,000円
うぐい こい・ふな	竿釣り	日券500円　　年券4,000円

２　遊漁料は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（１）ファミリーマート北秋田住吉町店　　北秋田市住吉町６番２４号

（２）ファミリーマート北秋田鷹巣　　北秋田市鷹巣字東上綱６番地１

（３）ローソン鷹巣綴子店　　北秋田市綴子字大堤６５番地１

（４）ファミリーマート北秋田綴子店　　北秋田市綴子字前野６３番地１

（５）畠山商店　　北秋田市七日市字林ノ沢２６番地１

（６）デイリーヤマザキ鷹巣七日市　　北秋田市七日市字前田６７－１

（遊漁承認証に関する事項）

第７条　漁協は、第２条第１項の承認をしたときは、別記様式第１号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

２　遊漁承認証の交付は、前条第２項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

３　遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（県内共通遊漁の承認に関する事項）
第８条　この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第２条、第６条及び第７条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の１年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第１号から内共第２５号まで （ただし、内共第１３号、内共第２２号を除く）

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（１年）
いわな・やまめ	手釣り・竿釣り	２０，０００円

２　前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。
（１）秋田県内水面漁業協同組合連合会及び同会の指定する販売所

３　第１項の遊漁承認証に記載する事項は秋田県内水面漁業協同組合連合会の定めるものとする。

（遊漁に際して守るべき事項）
第９条　遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

２　遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

３　遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

４　遊漁者は、次に掲げる区域における川底をかくはんしてはならない。

区　　域
漁　場　全　域

５　遊漁者は、漁協が漁業法（昭和24 年法律第267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）
第10条　漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

２　漁場監視員は、別記様式第２号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）
第11条　漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（外来魚の再放流の禁止）
第12条　採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

（付則）　この規則は、令和８年１０月２１日から施行する。